

# 高齢者福祉サービスを

## ご利用ください



▲生きがい対応型デイサービスの様子

### 生きがい対応型デイサービス

- サービス内容 施設への通所により、日帰りでの日常生活動作や健康相談等を行います。また、閉じこもり防止や生きがいづくりを目的とした趣味活動等も行います。
- 対象者 市内に居住する概ね65歳以上の人で、家に閉じこもりがちであったり、社会的に孤立しがちなひとり暮らし世帯等の人
- ※介護保険法による認定の結果、要介護又は要支援となった人は除く
- 利用料金 1回 800円
- 申請に必要なもの 申請書、医師の診断書
- その他
  - 日曜日と年末年始を除き、週1回の利用が原則です。
  - お住まいの地域により、デイサービスを実施している施設等が決定します。

### ホームヘルプサービス

- サービス内容 食材等の買い物、家屋内の整理整頓、健康管理に関する助言、栄養管理に関する助言等、軽易な日常生活上の援助を行います。
- 対象者 市内に居住する概ね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯で、日常生活を営むのに援助が必要な人
- ※介護保険法による認定の結果、要介護又は要支援となった人は除く
- 利用料金 1時間 200円
- 申請に必要なもの 申請書
- その他 日曜日と祝日及び年末年始を除き、週1回2時間以内の利用が原則です。

### 高齢者・障害者住宅整備資金の貸付助成

- サービス内容 高齢者や障害者の在宅での生活を支援するため、専用居室などを増改築又は改造するために必要な資金の貸付を行います。
- 対象者 市内に居住する高齢者・障害者と同居する親族等 ※諸条件有り
- 貸付内容 1世帯当たり150万円を限度(無利子)
- ※返済については10年以内
- 申請に必要なもの 申請書、身体障害者手帳(障害者の場合)、印鑑、増改築・改造見積書、委任状(市内在住の連帯保証人2人分)

### 緊急通報装置の貸与

- サービス内容 市内に居住する在宅のひとり暮らし高齢者等が病気やその他の緊急事態に迅速に対応できるように緊急通報装置を貸与します。
- 対象者 次のすべてに該当する人
  - 概ね65歳以上の単身高齢者
  - 慢性疾患等により、日常生活上、注意を要する状態にある人
- 利用料金 月額 1,575円
- 申請に必要なもの 申請書、印鑑



### 徘徊高齢者位置探索システム端末機貸与サービス

- サービス内容 徘徊のみられる認知症の高齢者を介護している家族に対し、居場所を発見するための端末機を貸与します。
- 対象者 市内に居住しかつ徘徊のみられる認知症高齢者と同居している世帯
- 利用料金 探索にかかる経費
- ※初期登録料、月額使用料及び付属品代については市が負担
- 申請に必要なもの 申請書



### 訪問給食サービス

- サービス内容 在宅で、日常生活を営むのに支障のある虚弱な高齢者等に対し、昼食・夕食の配食を行います。また、配食の際に、安否確認も行います。
- 対象者
  - 市内に居住する概ね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯、又はこれに準ずる世帯員
  - 老衰や心身の障害、傷病等の理由により、調理困難な人
- 利用料金 当該世帯の対象年度住民税額による
  - 非課税世帯=1食 380円
  - 課税世帯=1食 500円
- 申請に必要なもの 申請書、印鑑

### 紙おむつの支給

- サービス内容 在宅の寝たきり及び認知症高齢者等に対し、1か月当たり次のいずれかを支給します。
- |          |      |
|----------|------|
| フラット型    | 90枚  |
| パンツ型(M)  | 30枚  |
| パンツ型(L)  | 26枚  |
| 尿とりパッド   | 150枚 |
| はくパンツ(M) | 20枚  |
| はくパンツ(L) | 18枚  |
- 対象者 市内に居住する概ね65歳以上の高齢者で身体・精神上の障害又は認知症により常時他人の介護を必要とし、かつ3か月以上常時おむつが必要な状態が続いている人
  - 申請に必要なもの 申請書

### 敬老バス乗車賃の助成

- サービス内容 市内の公共バス(大隅交通ネットワーク)のICバスカード購入額の1/2の額を年間5,000円を限度に助成します。
- 対象者 市内に居住する満70歳以上の人
- 申請に必要なもの 申請書、印鑑、身分証明書(健康保険証等)、領収書、ICカード
- ※各総合支所、各出張所で申請する場合は本人名義の預金通帳も必要です。



### はり・きゅう施術、温泉保養利用料の助成

- サービス内容
  - はり・きゅう施術 市が指定する施術院でのはり・きゅう施術にかかる料金を1回につき500円、年に20回まで助成します。
  - 温泉保養利用料 市が指定する温泉保養所での入浴にかかる料金を、1回につき100円、年に16回まで助成します。
  - ※利用券の紛失等による再交付はできません。
- 対象者 市内に居住する満65歳以上の人
- 申請に必要なもの 申請書、印鑑、身分証明書(健康保険証等)
- ※各総合支所、各出張所でも申請できます。

市では、高齢になっても、住み慣れた自宅で自立した快適な生活を送っていただくために、様々な高齢者福祉サービスを提供しています。そこで今回は、市が行っている高齢者福祉サービスを紹介します。ぜひ、ご利用ください。

【問い合わせ】市高齢福祉課 ☎0994-31-1116  
各総合支所市民生活課